

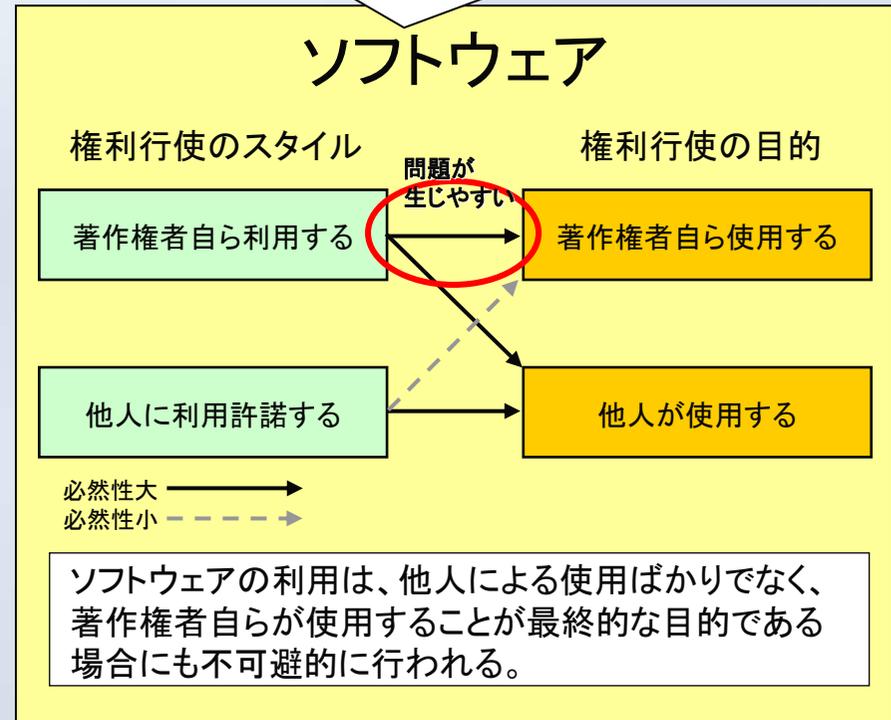
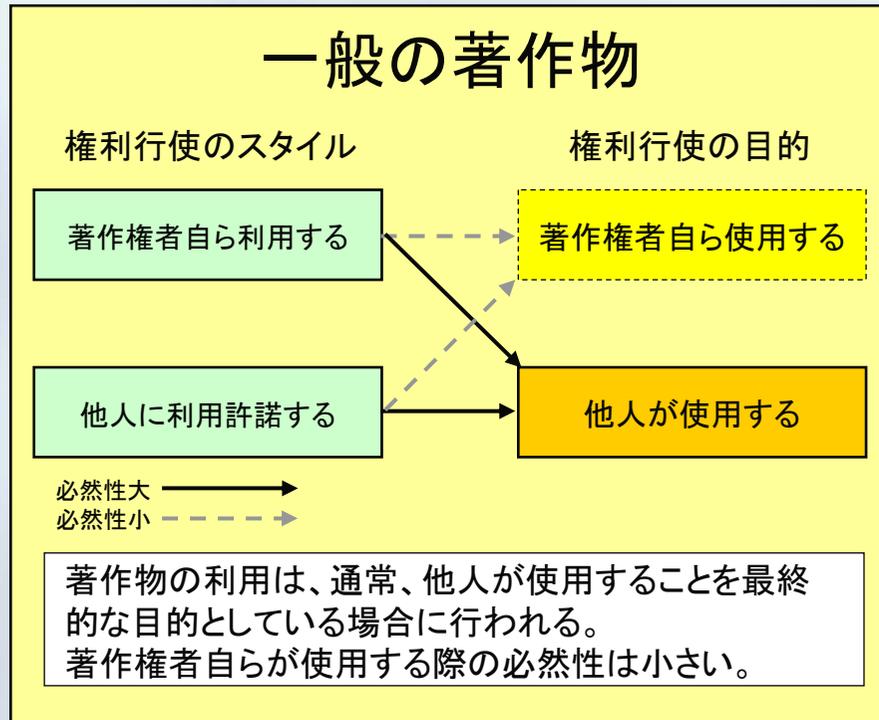
ソフトウェア著作権の共有に係る実務上の課題

日本知的財産協会 デジタルコンテンツ委員会

問題の所在(1)

ソフトウェアの活用に関する特殊事情

ソフトウェアは、コンピュータ上で動作させることで生じる効果に価値のウェイトが置かれる。
一般の著作物に比べて産業財としての性格が強い、特殊性を備えた著作物といえる。



共有著作権の行使に係る合意要件がもたらす影響

一般の著作物を、著作権者自らが使用する目的である場合(点線矢印)への影響は小さい。
しかし、ソフトウェアを、著作権者自らが使用する目的の場合への影響は大きくなる。このため、ソフトウェアの活用が阻害され、実務的な問題に発展する。

問題の所在(2)

著作権共有のソフトウェアにおける、権利行使へのニーズ

権利行使の性格	主な具体的態様	備考
内部的・閉鎖的	①共有時点で存在する原本を参照・実行する	支分権の実現にあらず、共有者全員での合意は不要。
	②ソフトウェア開発又は研究のために複製、変更等を行う (例) ・プロジェクト関係者への配布のためのコピー、仕様・設計書、プログラムの印刷 ・情報共有のためのファイルサーバへの格納 ・ソフトウェアの改造、機能追加	支分権の実現に当たり、共有者全員の合意が必要。そのため、各共有者自身における円滑な活用を妨げる要因となっている。
	③ソフトウェアを活用するために複製、変更等を行う (例) ・社員が使用するコンピュータへのインストール(社内システム、開発ツール等) ・自社運営サービスの実現のため稼働しているコンピュータへのインストール ・ソフトウェアの改造、機能追加	これらの利用態様は、各共有者の内部的、閉鎖的な範囲であり、共有者間の一体的利用に悪影響を与える懸念は少ない。
対外的	④顧客に対してソフトウェアを販売する	立場や資金力の差異による問題が生じやすい。現行制度は、このような問題において、実質的な公平性を維持する上での一定の意義・役割が認められる。
	⑤第三者が自己の製品開発、販売のために利用することを許諾する	

②～③は、ソフトウェアを実際に活用するために、必然的な権利行使(利用)である。

しかし、現行制度下では、共有者全員の合意が必要とされており、円滑な活用が困難となっている。

著作権共有の発生契機

■共同著作物の作成

- 開発作業を、複数の当事者が共同で進めることで、ソフトウェアが共同著作物として作成される場合

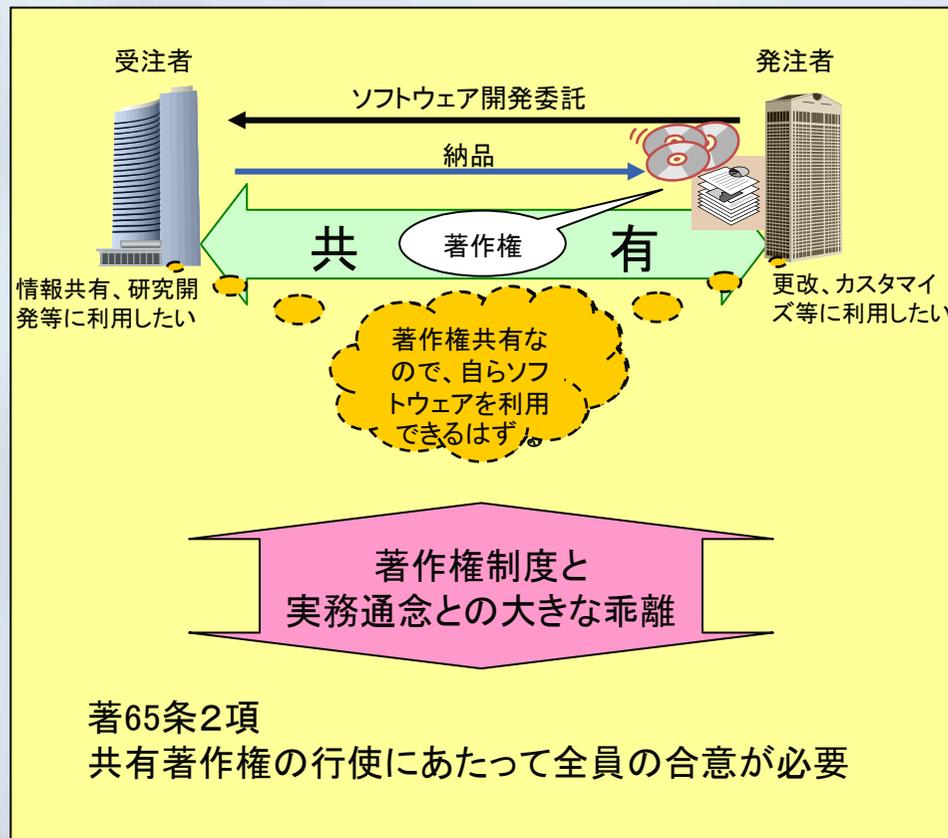
■契約による合意

- 共同著作物であるか否かに関わらず、特定範囲のソフトウェアの著作権を、契約により当事者間で共有することを定める場合
- 一方の当事者が、他方から著作権の持分を一部譲渡してもらう場合

事例1

背景

- ソフトウェア開発委託により発生する著作権の帰属は、当事者間で協議されるが、それぞれが著作権を自らで留保したいと考える。
- 著作権共有は、公平感が得やすいため、妥結案としてよく用いられる。



【実態】

- ・各当事者が単独留保を目指すことから交渉が始まり、後に歩み寄る形で、著作権共有となるケースが多い。
- ・ソフトウェアは、活用するために、複製、変更等を伴うことが通常であり、個別的に利用したいという考え方が強い。

【課題】

- ・ソフトウェアについては、「著作権共有＝お互いに利用できる」という認識が発生し、著65条2項の主旨との乖離が非常に生じやすい。

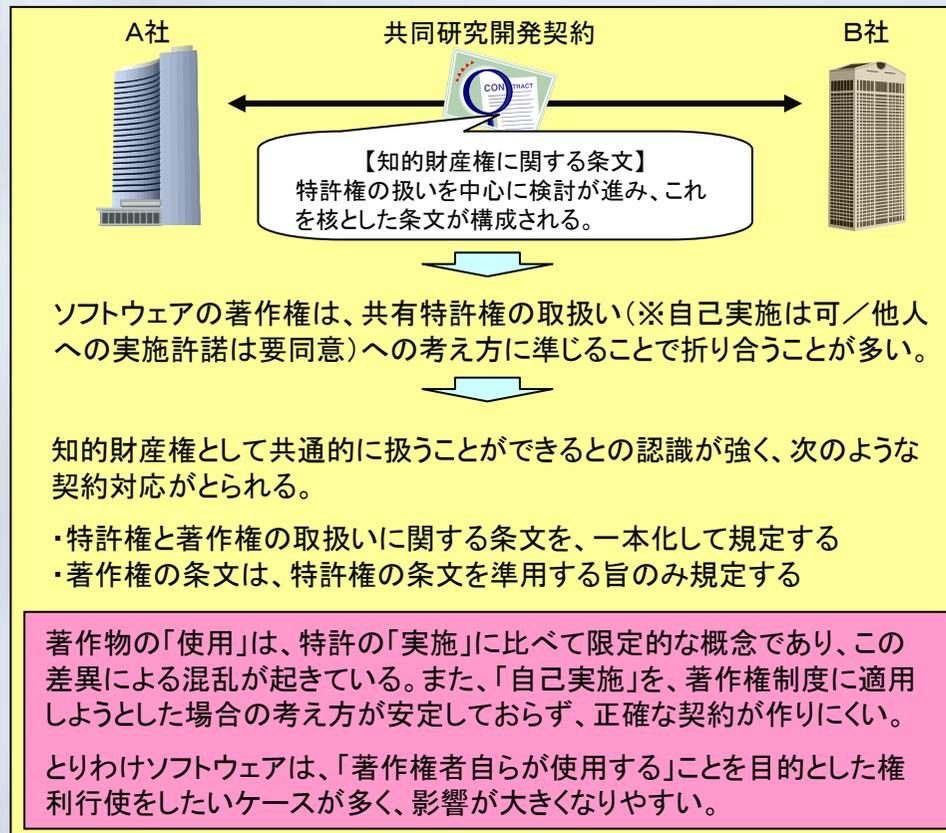
【契約実務の限界】

- ・専門家、リーガル部門による指導・確認、契約雛形の提供等により権利処理に努めるものの、上述の意識が極めて強く、乖離の解消が困難。

事例2

背景

- 共同研究開発により作成されるソフトウェアの著作権の帰属は、基本的には法原則に従う(著作者に帰属させる)ケースが多い。
- また、ソフトウェアの作成主体に関わらず、全て共有とする場合もある。



【実態】

- ・業界を問わず、特許権は研究開発成果として重視される。
- ・契約では、特許権の取扱いを中心とした検討が進み、契約条文が作られる。

【課題】

- ・特許権と著作権で共有時の権利行使に係る考え方の差が大きく、混乱が生じやすい。
- ・とりわけ、ソフトウェアは、自らが使用することを目的とした、権利行使の必要性が大きく、上述の混乱が実務に与える影響が大きい。

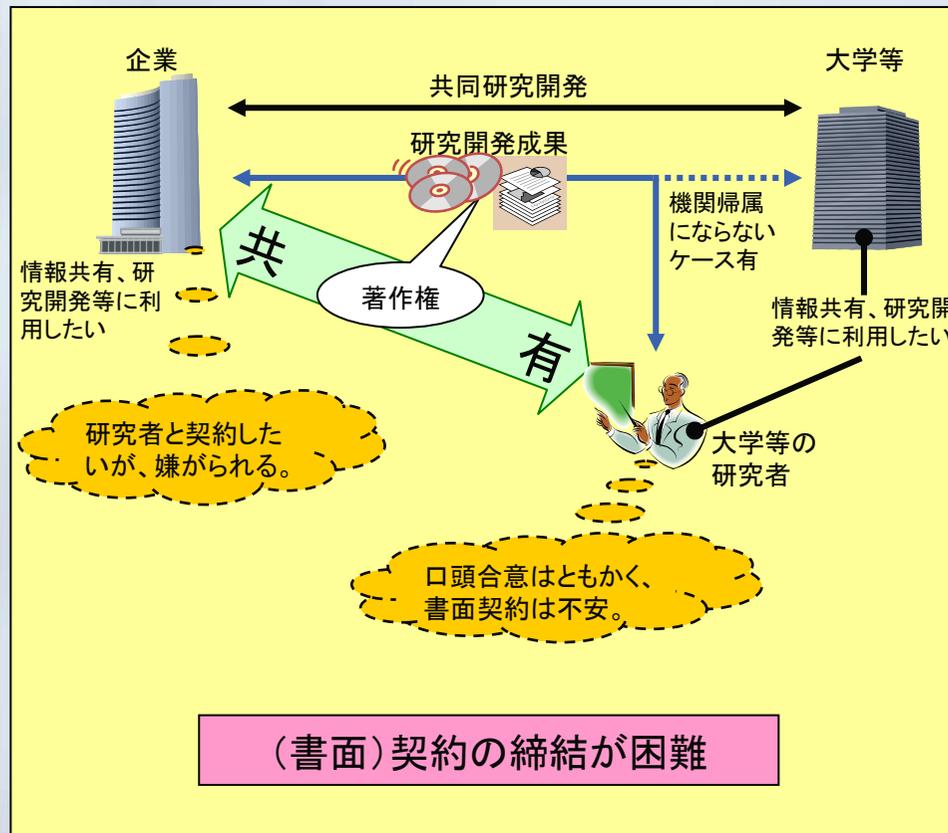
【契約実務の限界】

- ・著作物の使用と、特許の実施と比較しての、実務上の考え方が安定しておらず、正確な契約が難しい。

事例3

背景

- 大学等との共同研究開発により作成されるソフトウェアの著作権の帰属は、事例2と同様の取扱い(基本的には法原則通り)となることが多い。
- これに加え、大学等における研究者(教授等)との、権利処理の必要性が生じるケースがある。



【実態】

- ・大学の研究者が開発したソフトウェアは、大学等に著作権が帰属せず、研究者個人に留保されることがある。
- ・企業－大学間の契約では、扱いを決められないため、企業－研究者個人の契約により、著作権共有時の権利行使条件を定める必要性が生じる。

【課題】

- ・研究者(個人)は、企業からの契約依頼に不安を感じ、サインに応じない。そのため、双方とも研究開発終了後に成果を利用できなくなる。

【契約実務の限界】

- ・研究者の心証を害し、研究開発自体に支障をもたらすため、強く要請できない。